

第 4 部



東海地震・南海トラフ地震編

第1部 東海地震・南海トラフ地震編

1 概要

現在の板橋区地域防災計画震災編第4編「東海地震・南海トラフ地震編」では、大規模地震対策特別措置法に基づき、地震観測体制の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施が規定されている。

平成29年11月1日から、気象庁がこれまでの「東海地震注意情報」及び「東海地震警戒宣言」に代わり「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとした。

2 現状

現在、区地域防災計画では、東海地震注意情報・警戒宣言の発令に伴い非常配備態勢の発令基準となっている。応急対応については震災編を準用することとなっている。

3 南海トラフ地震に関連する情報とは

新たな「南海トラフ地震に関連する情報」の発表は、以下の事象が想定されている（気象庁発表資料より）。

- (1) 南海トラフの東側だけで大規模地震が発生した場合（西側が未破壊）
- (2) 南海トラフでM7クラスの地震が発生した場合
- (3) 東海地域のひずみ計で有意な変化を観測した場合

4 都の対応方針

情報の発表時には、都民へ今後の備え（家具の固定や避難先の確認、島しょ部を中心とした津波への注意など）の呼びかけ、初動態勢の確認を行うとしている。

地域防災計画への反映は、国の法改正等を待つて行う。

5 区の対応方針

現在の地域防災計画では、初動対応は基本的に首都直下地震の発生を想定した震災編を準用することとなっている。南海トラフを震源とする地震では、区の震度は震度5弱～5強と想定されている。南海トラフ地震に関連する情報の(1)(2)に該当する事象が発生した際は、区内でも強い揺れを観測し非常配備態勢の発令基準に該当する場合が考えられる。

この基準に達しない場合でも、さらなる地震への警戒や被災地への支援体制の構築が早急に求められる。ついては、状況に応じて非常配備態勢の発令及び災害対策本部の設置を検討するとともに、関係機関と緊密に連携し、区民に対して備えを呼びかける等の注意喚起及び初動対応の確認を行う。

第1部

第2部
第1章第2部
第2章第2部
第3章第2部
第4章第2部
第5章第2部
第6章第2部
第7章第2部
第8章第2部
第9章第2部
第10章第2部
第11章第2部
第12章第2部
第13章

第3部

第4部

板橋区地域防災計画（震災編）

編集 板橋区危機管理室防災危機管理課

〒173-8501 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号

TEL 03-3579-2159 FAX 03-3963-0150

kk-keisui@city.itabashi.tokyo.jp

令和 年 月 発行

刊行物番号